

令和7年度市県民税の申告について

◆市県民税申告書はご自身で作成し、3月17日までに郵送してください。（宛先は裏面）◆

給与・年金以外の所得がある方は、少額であっても市県民税の申告が必要です。

◎ご自身で申告書を作成するのが困難な場合は会場で申告をすることもできますが、必ず必要書類をまとめた上で来場してください。

※郵送で申告した場合は、申告相談会場に来場する必要はありません。

◇申告相談会場での申告にあたっての留意点

- ① 農業などの事業所得を申告される方は、自分で領収書等を集計してから来場してください。
 - ② 医療費控除を受けようとする方は、個人ごとの医療機関ごとに集計し、事前に「医療費控除の明細書」を作成してから来場してください。
明細書を作成して来ない方は、医療費控除の申告はできません。
- ※ 自分で所得税確定申告書を作成した方は、税務署に直接提出してください。申告相談会場でのチェックは行いません。

◇次の①から⑥の申告は、市の会場では受付できませんので、横手税務署へ直接申告してください。

- ① 住宅借入金等特別控除の申告のうち、令和6年中に入居した方・連帯債務の方・借り換えをした方
- ② 土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告
- ③ 亡くなられた方の確定申告（準確定申告）
- ④ 青色申告
- ⑤ 損失申告
- ⑥ 免税牛に関する申告

◇申告相談会場 ※受付時間を過ぎると申告相談はできませんのでご注意ください。【午前11時まで・午後3時まで】

- ① 横手会場：横手市役所条里南庁舎講堂
- ② 駐車場：条里南庁舎向かい除雪センター前
- ③ 受付時間：午前 8時30分～11時00分 午後 1時00分～3時00分 ※昨年と同様に1時間早いです。
- ④ 日程表

※○は横手以外の開催日

月	日	曜日	横手会場地区割	横手以外の開催会場						
				山内	増田	十文字	平鹿	雄物川	大森	大雄
2	10	(月)	黒川（寺村・百万刈以外）		○		○	○		
	11	(火)	休				休			
	12	(水)	黒川字寺村・百万刈・上境			○	○	○		
	13	(木)	下境・上八丁・下八丁			○	○	○		
	14	(金)	大屋寺内			○			○	○
	15	(土)	休			○	○	○		○
	16	(日)	休				休			
	17	(月)	外目・柳田			○	○		○	
	18	(火)	大屋新町		○		○		○	
	19	(水)	大屋新町			○	○			○
	20	(木)	三本柳・清水町新田・塚堀			○	○			○
	21	(金)	赤坂			○	○			○
	22	(土)	休				休			
	23	(日)	休				休			
	24	(月)	休				休			
	25	(火)	赤川・猪岡		○			○	○	
	26	(水)	朝日が丘一～四丁目			○		○	○	
	27	(木)	安本・金沢・金沢本町			○	○	○		
	28	(金)	金沢中野			○	○	○		
3	1	(土)	休				休			
	2	(日)	休				休			
	3	(月)	安田原町・安田				○	○	○	
	4	(火)	睦成・横手町		○		○	○		
	5	(水)	婦気大堤		○		○	○		
	6	(木)	杉沢・杉目			○	○			○
	7	(金)	前郷・前郷一～二番町・八幡・静町			○	○			○
	8	(土)	休				休			
	9	(日)	休	○	○			○	○	
	10	(月)	大沢・追廻一～三丁目・駅西一～三丁目 駅南一～三丁目・三枚橋一～二丁目		○		○		○	
	11	(火)	条里一～三丁目・旭川一～三丁目・明永町 大鳥町・新坂町・梅の木町・駅前町	○	○		○			
	12	(水)	横山町・神明町・清川町・南町	○		○		○		
	13	(木)	田中町・羽黒町・上内町・平和町・本郷町 寿町・松原町・台所町・城南町	○		○		○		
	14	(金)	朝倉町・城西町・城山町・幸町 二葉町・本町・根岸町	○	○	○	○	○	○	○
	15	(土)	休				休			
	16	(日)	休				休			
	17	(月)	鍛冶町・四日町・大町・中央町 大水戸町・蛇の崎町・平城町	○	○	○	○	○	○	○